

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都コンサートホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「540」を「600」に、「4,900」を「5,390」に、「1,630」を「1,800」に、「16,340」を「17,980」に、「180」を「200」に、「1,220」を「1,350」に、「400」を「440」に、「280」を「310」に、「680」を「750」に、「4,080」を「4,490」に、「2,040」を「2,250」に改め、同表音響設備の項中「2,720」を「3,000」に、「4,900」を「5,390」に、「1,360」を「1,500」に、「6,800」を「7,480」に、「32,680」を「35,950」に、「10,890」を「11,980」に改め、同表中継設備の項を削り、同表映写設備の項中「4,900」を「5,390」に、「8,170」を「8,990」に改め、同表照明設備の項中「1,630」を「1,800」に、「680」を「750」に、「4,080」を「4,490」に、「2,040」を「2,250」に、「360」を「400」に、「29,960」を「32,960」に、「14,980」を「16,480」に、「47,660」を「52,430」に改め、同表楽器の項中「28,600」を「31,460」に、「13,610」を「14,980」に、「31,320」を「34,460」に、「14,980」を「16,480」に改め、同表その他の項中「680」を「750」に、「7,490」を「8,240」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都コンサートホール条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前の申請に係る付属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)